

所沢市保健所設置基本計画

令和 7 年 11 月

所 沢 市

目 次

第1章 保健所の設置について

1-1. 基本計画策定の趣旨	1
1-2. 基本計画の位置付け	1
1-3. 中核市が設置する保健所.....	2
1-4. 保健所設置の基本理念と基本方針.....	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本方針	3

第2章 保健所の業務概要及び施設整備に係る条件

2-1. 所沢市保健所の業務概要	4
2-2. 法定の保健所業務	5
(1) 地域保健法に基づく業務	5
(2) 施設整備に影響する業務	6
2-3. 保健衛生業務の一体的運営	8
(1) 一体的に運営する業務	8
(2) 一体的運営による効果	9
2-4. 組織体制	11
(1) 組織体制の方向性	11
(2) 必要となる職種	11
(3) 職員数.....	11
(4) 職員の確保と育成.....	11
2-5. 諸室・設備	12
(1) 必要となる諸室・設備.....	12
(2) 検査機器	13
(3) 動物愛護管理センター	14

第3章 敷地利用計画及び施設計画

3-1. 建設予定地と周辺の状況	15
3-2. 施設整備の基本的な考え方	17
(1) 総合的で質の高い保健衛生サービスを提供できる施設	17
(2) 健康危機に的確に対応できる施設	17
(3) 誰もが安心・安全に利用できる施設	17
(4) 維持管理が容易で環境や景観に配慮した施設	17
3-3. 施設規模	18
(1) 想定する職員数	18
(2) 施設規模の算定	18
3-4. 敷地利用計画	21
3-5. 施設計画	21
3-6. 施設整備に係る諸条件	23
(1) 大規模災害や健康危機への備え	23
(2) 平常時における安心・安全な利用	24
(3) 環境や景観への配慮	25
(4) その他条件	26

第4章 事業計画

4-1. 事業手法の検討	27
(1) 検討の前提条件	27
(2) 想定される事業手法	27
(3) 各手法の比較評価	29
(4) 施設建設に係る概算事業費等	32
4-2. 整備スケジュール	33
4-3. 今後の施設整備に関連する継続的調整事項	34
(1) 試験検査業務について	34
(2) 施設計画について	34
(3) 事業計画について	34

用語集	35
-----------	----

第1章 保健所の設置について

1-1. 基本計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の激甚化、人口減少社会の進展など、本市を取り巻く社会情勢などの変化により、市民ニーズは、今後ますます多様化していくことが想定されます。

本市は、これらに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合った、より質の高い行政サービスを提供していくため、令和12年4月の中核市への移行を目指すこととしました。

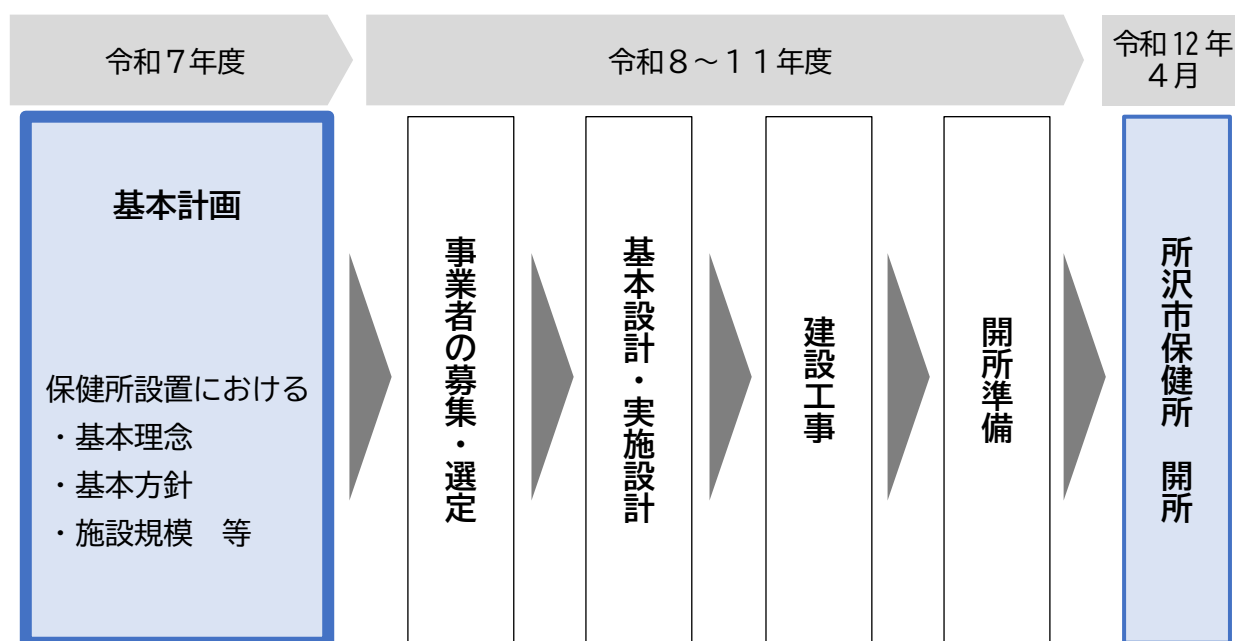
中核市は、地域保健法第5条第1項に基づき、独自に保健所を設置する必要があります。

新たに設置する保健所(以下「所沢市保健所」という。)を、地域住民の健康と衛生的な生活を包括的に支援するための拠点として位置付け、市民のニーズに即した施策を展開していくための基本的な方向性を示す指針として、所沢市保健所設置基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しました。

1-2. 基本計画の位置付け

基本計画では、所沢市保健所の設置における基本理念や基本方針、施設規模等についての方向性を定めます。

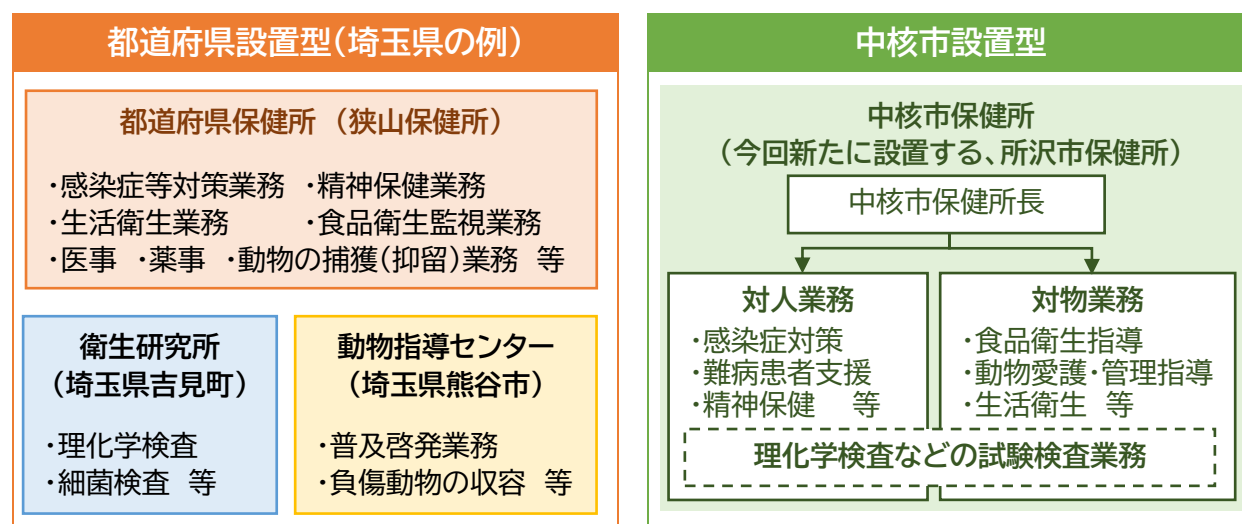
また、令和12年4月の所沢市保健所開所に向けて、課題やスケジュールの整理を行います。



1-3. 中核市が設置する保健所

都道府県が設置する保健所では、管轄区域における感染症等への対策、精神保健対策、生活衛生や食品衛生監視などの業務を実施していますが、感染症等の病原体の分析や猫等の負傷動物の収容などの専門的な業務については、それぞれに特化した施設として衛生研究所や動物指導センターを別途設置し、業務を実施している例があります。

これに対し、中核市が設置する保健所では、試験検査業務や動物愛護・管理指導業務などを含め、地域保健法などの法令で定められた業務を一元的に行う必要があります。そのため、所沢市保健所の設置に当たっては、試験検査室や動物愛護管理センターを含めた施設整備を進めます。



コラム ■保健所発祥の地 所沢

昭和 12 年度(13年1月)、かつての所澤町(現在のくすのき台)にあった町村組合病院内に「埼玉県立特別衛生地区保健館(農村保健館)」が仮事務所を置いて業務を開始したのが日本の保健所業務の起源とされています。その年、ロックフェラー財団からの寄附により庁舎が完成し、昭和 16 年 4 月に「埼玉県所沢保健所」と改称されました。

埼玉県では昭和 52 年に保健所発祥 40 周年を記念して「保健所発祥之地」の記念碑を設置し、公衆衛生の基盤を築いてきた歴史を後世に伝えています。

参考:埼玉県所沢保健所刊「創立五十周年記念誌」



1-4. 保健所設置の基本理念と基本方針

本市では、市民の健康を守り、保健衛生行政の拡充を図るため、次の基本理念と基本方針に基づき所沢市保健所を設置します。

(1) 基本理念

健康都市所沢を目指して

みんなの健康を守り、笑顔を未来につなぐ保健衛生の総合拠点

(2) 基本方針

ア 総合的な保健衛生サービスを提供する保健所

市民の安全な生活環境を確保しながら健康増進を図るため、保健所業務とこれまで市が担ってきた保健衛生業務を一体的に運営することにより、総合的で質の高い保健衛生サービスを提供します。

また、幅広く情報収集と分析を行い、地域への情報発信や予防啓発、相談支援を行うなど、市民の主体的な健康づくりを支援します。

イ 健康危機管理の拠点となる保健所

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、市民の安心で安全な生活を守るための健康危機管理の拠点として、平時から体制整備に努めるとともに、健康危機発生時には感染症などの各種検査を迅速に実施し、国や県、医療機関等と連携しながら適切な対応を図ります。

また、大規模災害発生時の受援拠点として拡張性を持った施設にするとともに、地震対策や風水害対策、非常用電源の確保など、災害時においても必要業務を継続できる施設を整備します。

ウ 安心・安全に利用できる保健所

細菌やウイルス等を扱う試験検査について安全性を確保するとともに、分かりやすい案内やプライバシーに配慮した動線など、ユニバーサルデザインの視点から、保健所を訪れる全ての人々がストレスなく、安心して安全に利用できる施設を整備します。

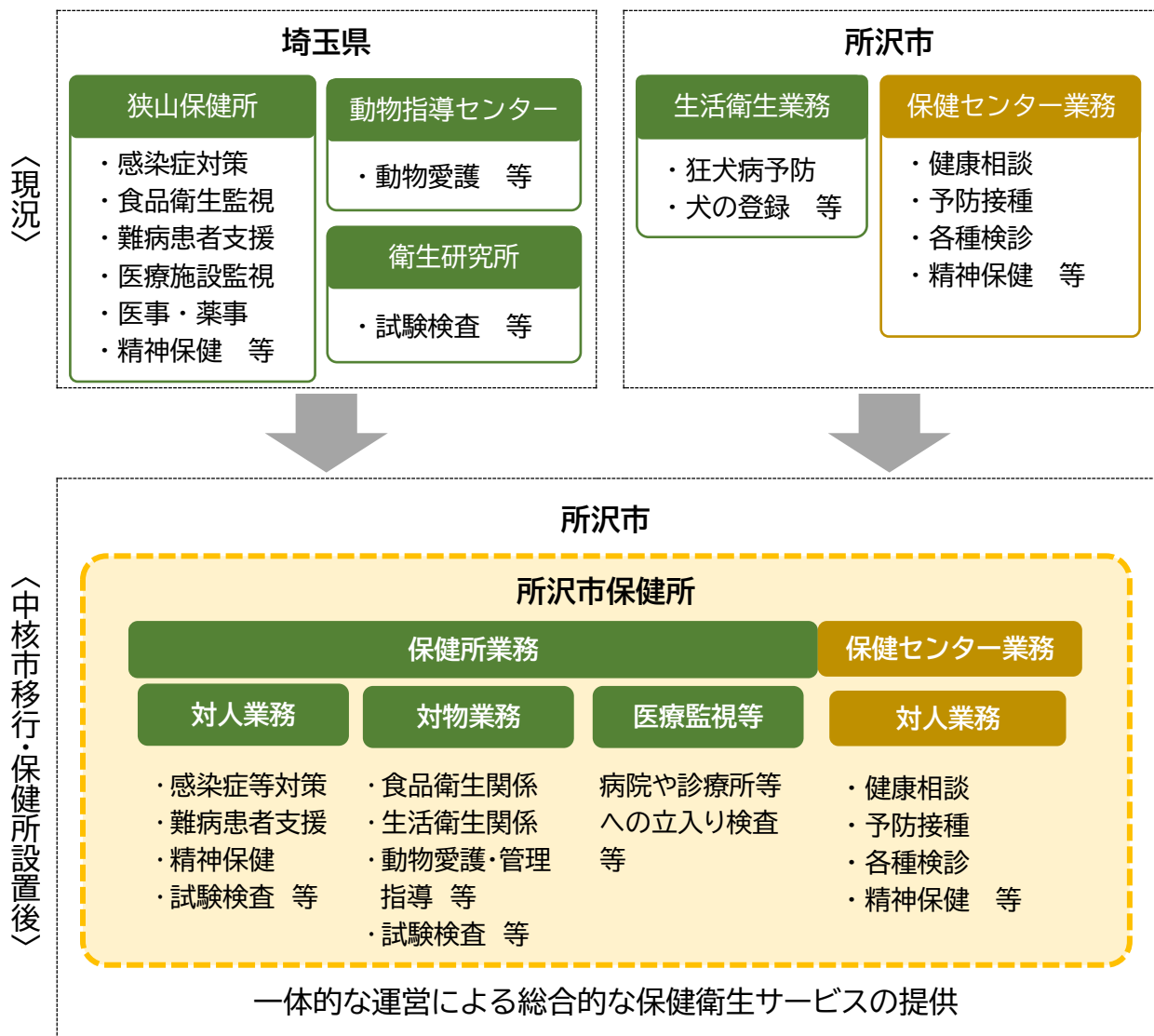
また、明るく親しみやすい建物とすることで、地域の皆様に愛着をもっていただける保健所を目指します。

第2章 保健所の業務概要及び施設整備に係る条件

2-1. 所沢市保健所の業務概要

所沢市保健所では、中核市の保健所が行う必要のある業務として、地域保健法第6条及び第7条に基づき、統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、歯科保健、精神保健、感染症予防、衛生上の試験及び検査、地域住民の健康の保持及び増進等に関する業務を行います。また、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)及び狂犬病予防法に基づき、動物の愛護及び管理指導等に関する業務を行います。

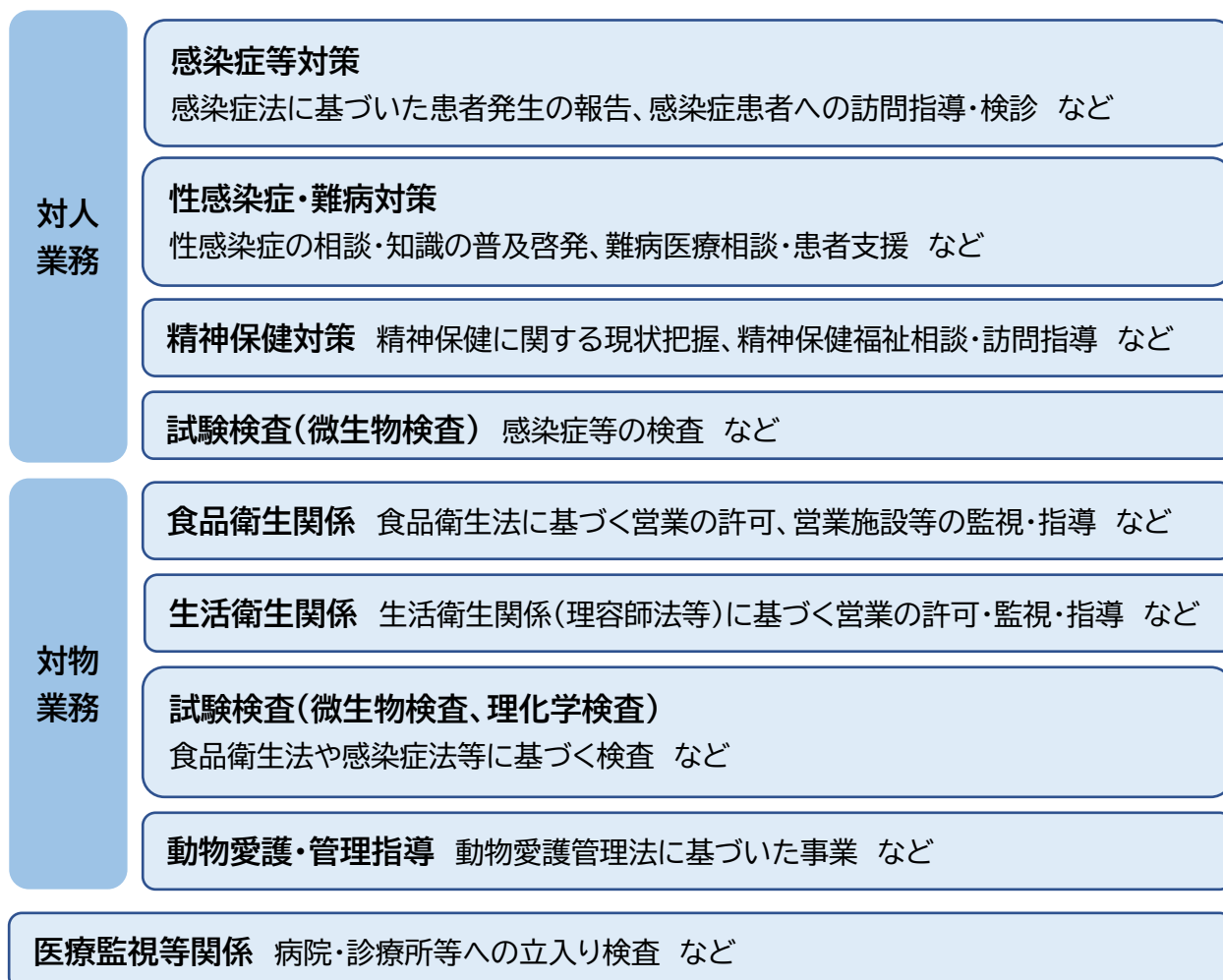
さらに、総合的な保健衛生サービスの提供を目指すため、所沢市保健センターの機能を所沢市保健所に集約し、保健衛生業務の一体的運営を行います。



2-2. 法定の保健所業務

(1) 地域保健法に基づく業務

法定の保健所業務の概略を以下の模式図に示します。



ア 第6条関係(必須業務)

- ・地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ・人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ・栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ・住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- ・医事及び薬事に関する事項
- ・保健師に関する事項
- ・公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- ・母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ・歯科保健に関する事項
- ・精神保健に関する事項

- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- ・感染症その他の疾病の予防に関する事項
- ・衛生上の試験及び検査に関する事項
- ・その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

イ 第7条関係(任意業務)

- ・所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- ・所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- ・歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- ・試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

(2) 施設整備に影響する業務

ア 試験検査業務

地域保健法第6条における衛生上の試験及び検査に関する事項を実施するために、所沢市保健所では、食品衛生法や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に対応した検査施設を設置し、食品、水質、感染症等に関する試験検査を行います。このため、各種検査に対応できる検査室等を設け、それぞれ必要な検査機器を整備します。

一方、本市には、と畜場が存在しないため、食肉衛生検査所の設置は行いません。

【保健所が実施する検査の種類】

検査の種類	対象	検査内容等	根拠法令等
理化学検査	食品、食肉、医薬品、家庭用品 等	添加物、残留農薬、有害物質 等	食品衛生法 他
微生物検査 (対物検査)	食品、食肉、飲料水 等	一般細菌、食中毒菌、ノロウイルス 等	食品衛生法 他
微生物検査 (対人検査)	医療機関から報告があつた患者検体	感染症発生動向調査の対象病原体	感染症法 他
	検査希望者 等	HIV、梅毒、クラミジア 等	

イ 動物愛護・管理指導業務

動物愛護管理法に規定されている犬・猫の引取り、負傷動物の収容等、狂犬病予防法に規定されている抑留すべき理由がある犬の抑留等に関する業務は、中核市の業務として位置付けられており、埼玉県動物愛護管理推進計画においては、中核市保健所の事務として区分されています。動物愛護管理法第37条の2に基づく動物愛護管理センターは、動物愛護・管理指導業務の一元的な運営や、職員の適正配置の観点から、所沢市保健所と同敷地内に別棟として設置することを基本とします。

【動物愛護管理センターの業務】

- ・犬及び猫の引取り等に関すること。
- ・動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ・その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

【埼玉県の動物行政における各自治体の事務区分】 出典：埼玉県動物愛護管理推進計画

根拠法令	業務内容	埼玉県		政令指定都市 (さいたま市)		中核市※	その他市町村
		保健所	動物指導センター	動物愛護ふれあいセンター	区役所	保健所	
動物愛護管理法	動物愛護・適正管理の普及啓発	○	○	○		○	○
	動物取扱業登録事務	○		○		△	
	特定動物飼養等許可事務	○		○		△	
	犬・猫の引取り事務	犬		○		○	
		猫	○	○		○	
	負傷動物の収容事務	犬		○		○	
		猫等	○	○		○	
狂犬病予防法	犬の登録事務			○	○	○	○
	犬の狂犬病予防注射事務			○	○	○	○
	登録・予防注射の普及啓発	○		○	○	○	○
	犬の捕獲(抑留)事務	○		○		○	
	捕獲(抑留)犬の公示			○	○	○	○

※川越市、越谷市、川口市

△県から権限移譲

2-3. 保健衛生業務の一体的運営

(1) 一体的に運営する業務

所沢市保健所の設置に当たっては、所沢市保健センターが担ってきた保健衛生業務を一体的に運営することを基本とし、それぞれの機能の利点を生かしながら、総合的でより質の高い保健衛生サービスを提供します。

【所沢市保健所で所管する主な保健衛生業務】

・健康管理業務

予防接種、各種検診(がん、成人歯科、骨粗しょう症、結核)、精神保健福祉事業

・健康増進業務

健康相談、健康教室、訪問指導

なお、所沢市保健センターの施設機能(調理室、機能回復訓練室、歯科診療所)については、二重投資とならないように、現在の場所(上安松 1224 番地の 1)において継続して使用することとします。また、妊娠・出産、母子保健、こども相談等を実施する「こども家庭センター」は、保健所への複合化は行わず、引き続き現在の場所(同上)で事業を継続します。

コラム ■所沢市保健センターの沿革

保健センターは、地域保健法第18条第1項に基づき、市町村が設置する施設です。

公衆衛生や健康危機管理業務などの分野で、保健所が主に専門的かつ広域的な業務を担っているのに対し、保健センターは健康相談・健康教室・訪問指導・予防接種・各種検診・精神保健福祉事業など、地域住民により身近な業務を担っています。

本市では、平成 10 年に所沢市保健センターを開所し、こどもからお年寄りまで、全ての市民が健康で生きがいのある生活が続けることができるように、健康相談、健康教室、各種検診、乳幼児の健康診査などを実施し、公衆衛生活動の拠点として市民に親しまれてきました。令和6年4月からは、母子保健等を担うこども家庭センターを新たに設置し、同じ建物の中で業務を行っています。



(2) 一体的運営による効果

所沢市保健センターが担ってきた保健衛生業務を保健所業務と一体的に運営することにより、これまで提供してきた市民に身近な保健衛生サービスに、保健所が実施する専門性の高い事業の視点が加わることで、それぞれの機能が相乗効果を生み出し、地域の実情に応じたきめ細やかな保健衛生サービスを総合的かつ効率的に提供することが可能となります。

ア 幅広い情報収集と分析に基づく保健衛生サービスの展開

国や県、関係機関からの情報に加え、保健師等の専門職が地域から収集した情報を総合的に分析・判断し、市民への情報発信や予防啓発、相談支援等を迅速に行う体制を築きます。これにより、保健衛生事業を包括的に運営できる体制となり、本市が提供する保健衛生サービスの水準が向上します。

また、保健衛生に関する情報を庁内の関係部署と共有し、連携した取組を促すなど、部署横断的な取組の中心的な役割を担います。

イ 健康危機管理体制の構築

平時から健康危機発生時を想定した体制を一体的に整備することができ、予防からまん延防止策まで、幅広く総合的な支援を行う体制の構築が可能となります。

また、新興感染症発生時には、保健所業務として感染症対策部門が初動対応から疫学調査、専門指導等を行い、保健センター業務として健康推進・相談支援部門が情報発信や相談対応、ワクチン接種等を進めることで、地域の状況に応じた一体的で適時な対応が可能となります。併せて、幅広い職種の職員を同じ建物内に配置していることで、緊急時には人員を柔軟かつ機動的に差配することができ、迅速な初動体制の確保が可能となります。

ウ 切れ目のない精神保健福祉サービスの提供

所沢市保健センターこころの健康支援室では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談支援を行うほか、先駆的な取組として精神障害者アウトリーチ支援事業を実施しています。

保健所業務と一体的に運営することにより、医療機関での治療が必要な方への入院支援や退院後のフォローなどの医療的視点と、日常生活に関する相談や社会参加の促進などの福祉的視点の両面からサポートできるようになり、早期発見、治療、社会復帰支援まで、切れ目のない精神保健福祉サービスの提供が可能となります。

エ 各分野での連携

- ・難病患者支援では、地区担当保健師が訪問し、病状や生活状況を把握することで、患者の状況に合わせた支援計画を立て、実行することができます。また、災害発生時には必要に応じ、早期の支援が可能となります。
- ・栄養関係事業や食育推進事業では、保健所が取り組む食を通じた生活習慣病等に関する施策と、保健センターが取り組む食生活改善推進事業、食育推進事業、生活習慣病予防等に関する教育・相談事業等を一体的に実施することで、地域の実情に合ったきめ細やかな事業展開が可能となります。
- ・歯科保健指導事業では、保健所が取り組む歯科保健衛生普及事業と、保健センターが取り組む成人歯科検診、歯周病予防等に関する教育・相談事業等を一体的に実施することで、地域の実情に合ったきめ細やかな事業展開が可能となります。
- ・地域のニーズに応じて、獣医師や薬剤師などの専門職が出前講座や家庭教育学級など市民の学びの場に出向き、相談対応やアドバイスを行うことができるようになります。

コラム ■精神障害者アウトリーチ支援事業

精神障害を抱える方や精神疾患を心配される方、精神科医療の受診を中断されている方の中には、病院や相談機関に自らアクセスすることが難しい場合があります。精神障害者アウトリーチ支援事業は、こうした方々に対して、各分野の専門職チームが訪問し、必要な医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する取組です。

この事業の特長は、地域の支援者と連携し、服薬管理や生活リズムの調整、社会参加の促進など、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う点です。また、本人だけでなく家族も支援対象としており、孤立を防ぎ、地域での安定した生活を支えています。この取組は行政機関が主導し成果を上げている事例として高い評価を得ており、WHO（世界保健機関）をはじめ国内外から視察を受け入れています。

2-4. 組織体制

(1) 組織体制の方向性

所沢市保健所では、総合的な保健衛生サービスを提供するための拠点として、既存の保健衛生業務を一体的に運営できる組織体制を整備します。

新たな組織体制は、既存の業務を含めた、「総務・管理」「感染症・疾病対策」「精神保健」「生活衛生」「試験検査」「健康増進」の機能を基本に検討を進めます。

(2) 必要となる職種

保健所には、公衆衛生医師である保健所長をはじめ、実施する業務に応じて様々な専門資格を有する職員の配置が必要となります。

具体的には、地域保健法施行令第5条第1項に示される、「医師」、「歯科医師」、「薬剤師」、「獣医師」、「保健師」、「助産師」、「看護師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「歯科衛生士」等の配置が考えられます。このほか、「精神保健福祉士」など、実施する業務内容に応じて、必要な職種の配置を検討します。

(3) 職員数

主に保健所業務の推進に要する職員数は、埼玉県内中核市及び所沢市近似自治体の平均で 70.4人となります。なお、上記の職員数には、会計年度任用職員や委託事業者社員のほか、主に保健センター等の業務に係る職員の人数は含みません。実際に配置する職員数は、今後の検討により決定します。

【県内中核市及び近似自治体の保健所職員数】

自治体	川越市	愛知県 一宮市	越谷市	兵庫県 明石市	大阪府 吹田市	平均
職員数	61人	76人	65人	88人	62人	70.4人

※県内中核市である川口市の職員数(94人)は、人口規模を考慮して統計から除いています。

(4) 職員の確保と育成

埼玉県からの保健所事務の円滑な引き継ぎのため、保健所の設置に先立ち、専門職の計画的な採用を進めるとともに、埼玉県をはじめとする関係機関等からの人材支援の協力を仰ぎながら必要な人員体制を整えていきます。また、埼玉県への研修派遣や埼玉県からの職員派遣、県内関係機関等との相互の職員派遣による研修などを通じ、保健所運営を担う人材の育成を計画的に行います。

2-5. 諸室・設備

(1) 必要となる諸室・設備

保健所では多様な業務を行うため、事務スペースや相談室、会議室に加え、試験検査を行うための専用スペースや検査機器が必要となります。

施設整備に当たっては、保健衛生業務を一体的に運営するため、業務間の連携の促進や、適切な隔離による来所者の安心・安全の確保を目指し、これらの諸室を効果的に配置します。また、大規模災害時や新興感染症発生時等は会議室を臨時執務室として利用できるようにするなど、有事における機能転用や機能拡張の柔軟性を確保します。

【中核市アンケート調査結果※より必要となる諸室・設備の例】

	諸室名	諸室用途
執務・業務エリア	事務室	保健所業務を実施する職員が執務する空間
	所長室	所長が執務する空間
	会議室	職員が会議を行う空間
	更衣室	従事する職員が着替える空間
検診・指導エリア	問診・診察室	感染症検査等の結果の告知や健康問題に関わる問診を行う空間
	採血室	感染症検査等のための採血を行う空間
	相談室	市民の抱える相談に対応する空間
	指導室	栄養指導や歯科指導等を行う空間
	動物関連諸室	動物の収容や治療を行う空間
検査エリア	検査部門事務室	検査部門に従事する職員が執務する空間
	検査準備室	検査に係る準備を行う空間
	微生物検査室	喀痰、尿、血液などの検体から、顕微鏡的検査、培養検査などの手法を用いて感染症の原因微生物の特定を行う空間
	遺伝子検査室	PCR検査や、病原体の塩基配列の読取を行う空間
	理化学検査室	残留農薬などの化学物質を検出する、若しくは機器分析室の機器を使用するための前処理を行う空間
	機器分析室	特殊な機器を用いて、検体に含まれる化学物質を分析する空間
	薬品庫	検査に用いる薬品を保管する空間
	薬品秤量室	検査に用いる薬品などを量る空間
	洗浄室	検査に用いた備品を洗浄滅菌する空間
	廃棄物保管室	検査に用いた薬品などの廃棄物を一定期間保管する空間

共有部	倉庫	保健所業務に関する備品を保管する空間
	資料庫・書庫	保健所業務に関する書類を保管する空間
	ロビー	市民が保健所を訪れる際に、一定時間待機する空間

※全国の中核市を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

(2) 検査機器

2-2(2)アに掲げる、理化学検査、微生物検査(対物検査)及び微生物検査(対人検査)を実施するための試験検査室及び必要な機器等を整備します。

試験検査室においては、徹底した感染予防対策を講じるとともに、排気・排水についても適切な処理を行い、感染症法に基づくバイオセーフティレベルに応じた適切な環境整備により、安全と周辺環境に配慮します。

また、適切な検査動線を確保するため、試験検査室は施設の上層階でワンフロア内に整備します。

【中核市アンケート調査結果より必要となる検査機器の例】

トリプル四重極質量分析計	ガスクロマトグラフ	高速液体クロマトグラフ
イオンクロマトグラフ	ロータリーエバポレーター	全有機体炭素計
ストマッカー	全自動核酸抽出装置	サーマルサイクラー
リアルタイム PCR 装置	DNA シーケンサー	次世代シーケンサー
ゲル撮影装置	安全キャビネット	冷却遠心機
遠心機	恒温機	恒温水槽
純水製造装置	高圧蒸気滅菌器	製氷機
冷凍冷蔵庫	超低温槽	その他一般的な検査機器

(3) 動物愛護管理センター

2-2(2)イに掲げる、犬・猫の引取り等の動物愛護・管理指導業務を実施するために必要な諸室・設備を整備します。

設置に当たっては、市民の安心・安全の確保を図るため、収容した動物の逸走防止や防音、防臭等の対策を講じ、また、犬舎・猫舎及び収容犬の運動スペースについては、動物愛護管理法第21条及び環境省「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」に基づいた施設とします。

【必要となる諸室・設備の例】

・犬舎	・処置室
・猫舎	・倉庫
・隔離室	・収容犬の運動スペース
・動物洗浄室	/多目的スペース

【所沢市域における犬・猫の収容実績】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	9頭	17頭	6頭	2頭	1頭
猫	2頭	5頭	22頭	10頭	18頭

なお、収容した犬、猫等については、動物愛護管理法の理念や埼玉県動物愛護管理推進計画に基づき、殺処分ゼロ※を目指します。

※埼玉県動物愛護管理推進計画においては、治癒が困難な負傷や疾病により延命が苦痛となってしまう場合や、人や他の動物の安全の確保のために行うやむを得ない致死処分については、慎重な検討を加えた上で除くものとしてされています。

第3章 敷地利用計画及び施設計画

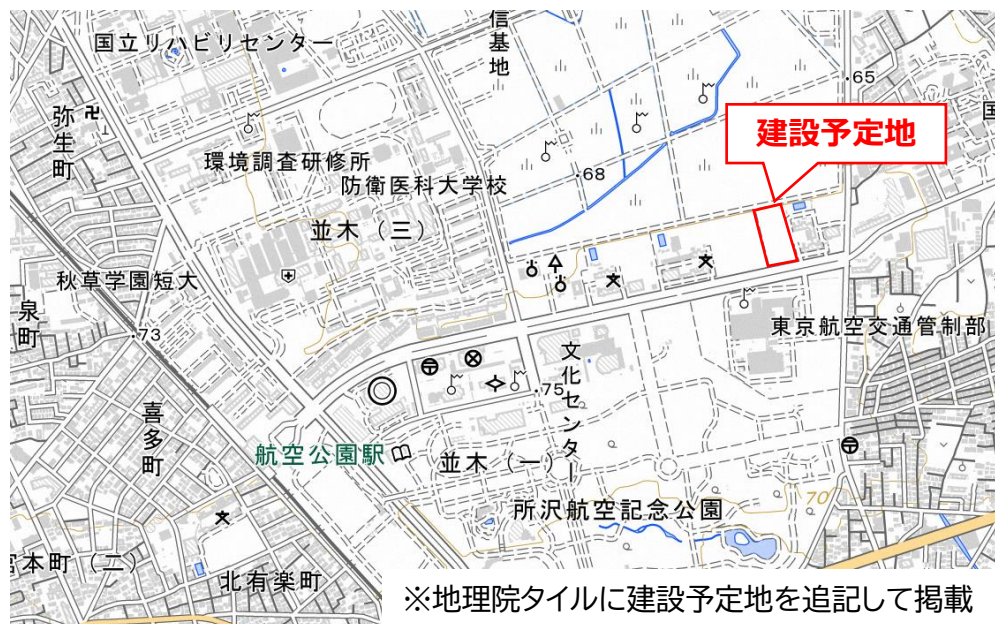
3-1. 建設予定地と周辺の状況

建設予定地は、市の中心に位置しています。最寄り駅の航空公園駅から路線バス・ところバスの2路線が出ており、バス停留所からは徒歩約 5 分です。また、駅から徒歩圏内(約 20 分)であり、歩道も広く整備されているため、来所者の交通利便性が高い立地です。

また、所沢市役所・所沢警察署などの官公庁施設が近隣に集約され、学校・市民文化センターなどの文教施設も多く立地するエリアにあります。

【建設予定地】生涯学習推進センターグラウンド

【位置図】



【現在の建設予定地の様子】 ※令和7年9月 17日撮影



【建設予定地の概要】

所在地	所沢市並木六丁目 4 番地の1の一部
敷地面積	約 9,700 m ²
用途地域	市街化調整区域（建築形態規制B区分）
建蔽率 ^{べい}	50% ※用途地域上は60%ですが、「所沢基地跡地建築協定」第 5 条(1)の規定により50%となります。
容積率	200%
防火地域	—
高度利用地区	—
斜線制限	道路斜線：あり 隣地斜線：あり
日影規制	対象：高さ10mを超える建築物、測定高さ：4m 日影時間：5時間(敷地境界線からの距離5～10m) 3時間(// 10m超)
車両出入口	原則1か所、幅員8m以下（南側道路・駅前通り線の制限による）
受電等配線	地下埋設
景観形成基準	「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」住居系市街地景観ゾーン
緑化基準	埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条 緑化面積：敷地面積×0.25 植栽本数：高木(成木高さ 2.5m以上)本数 ≧ 樹木による緑化面積(地上部)／20 m ²
その他	「所沢基地跡地建築協定」により、建築物、緑化等の基準あり

3-2. 施設整備の基本的な考え方

(1) 総合的で質の高い保健衛生サービスを提供できる施設

- ・フロア構成や部屋の配置の工夫などにより、総合的な保健衛生サービスとしての一体的な運営や事業の円滑化につながる施設構成とします。
- ・各種窓口や市民サービス機能の適切な集約により、来所者が容易に目的のサービスにたどり着けるようなレイアウトとします。
- ・DX の進展に対応できる設備を導入するとともに、健康的で生産性の高い執務環境を構築し、職員にとっても安全で働きやすい環境を目指します。

(2) 健康危機に的確に対応できる施設

- ・耐震安全性を備え、災害時を想定した施設レイアウト、設備等の配置を行い、地震や風水害などの災害に強い施設とします。
- ・災害時や新興感染症流行時などの有事に備え、汎用性や拡張性を考慮した執務スペース及び会議室のレイアウト、市役所本庁舎に設置する災害対策本部等との円滑な通信環境の整備を検討します。
- ・非常用電源を設置するほか、太陽光発電設備や電気自動車の導入を検討し、緊急時の電源確保に努めます。

(3) 誰もが安心・安全に利用できる施設

- ・来所者が安心して保健所を利用できるよう、来所者のプライバシーに配慮した動線や部屋の配置とします。
- ・ユニバーサルデザインの視点から、障害の有無、年齢、性別、使用言語などに関わらず、すべての人が安全かつ快適に利用できる建物とします。
- ・試験検査室は、施設の上層階に整備し、微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期するとともに、来所者の動線と隔離するなどの方法によって来所者が安心してサービスを受けられるような配置とします。

(4) 維持管理が容易で環境や景観に配慮した施設

- ・建物のプラン・形状・材料選定等の工夫により、将来にわたるメンテナンスの手間や修繕などの維持管理コストの縮減を目指します。
- ・「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に基づきゼロカーボンシティの実現に寄与するため、高度な環境性に配慮した施設を目指します。
- ・建設予定地が、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の住居系市街地景観ゾーンに指定されていることを踏まえた施設計画とします。

3-3. 施設規模

所沢市保健所においては、想定職員数から算出される執務室、試験検査室等の事業関連諸室、その他附室及び共用部の面積から、全体の施設規模を算定します。

(1) 想定する職員数

保健所業務に要する職員数は、埼玉県内中核市及び所沢市近似自治体の平均値では、70.4人です(会計年度任用職員や委託事業者社員を除く)。所沢市保健所における職員数は、これに、会計年度任用職員等を考慮し、80人と想定します。

保健センター業務に要する職員数は、既存の所沢市保健センターの職員数を基本に、その他の集約する業務等を考慮し、会計年度任用職員を含め65人と想定します。

以上より、基本計画においては、合計145人を目安に、執務室面積や施設規模の検討を行います。

なお、実際に配置する職員数は、今後、移譲事務の精査に合わせて詳細に検討を行います。

(2) 施設規模の算定

施設規模の算定に当たっては、一般的な庁舎建築における算定方法として、総務省の「地方債同意等基準運用要綱 別紙2：庁舎建設事業費の標準的な事業費について」(以下「総務省基準」という。)に基づく算定方法を基本とします。

今回の算定においては、これを目安に、近年の建築動向や本市における必要面積を踏まえて個別に精査した数値を計上するものとします。

なお、総務省基準に含まれない試験検査室などの事業実施に必要な諸室の面積については、埼玉県内中核市の保健所の事例値などを参考に、個別に算定します。

ア 執務室

総務省基準から、職位に応じた換算率を用いて換算職員数を算出し、換算職員数に一人当たり4.5㎡として990㎡と算定されます。

イ 事業関連諸室

事業の実施のために必要な諸室については、埼玉県内中核市の保健所の事例値などを参考に設定します。

相談・指導等に関する事業室・事業スペースは、700㎡とします。また、試験検査に関する事業室・事業スペースは、630㎡とします。

以上より、事業関連諸室としては、合計1,330㎡となります。

ウ 附室

会議室等、倉庫・書庫については、総務省基準を基に算定を行います。なお、既存の所沢市保健センターでの運用実績から想定される諸室も含まれます。

【会議室等】

総務省基準から、想定職員数一人当たり7㎡として約1,020㎡と算定されます。

【倉庫・書庫】

総務省基準から、執務室面積の13%として約130㎡と算定されます。

エ 共用部

玄関・廊下・階段室等の共用部については、総務省基準では、ア～ウ合計面積の40%として算定されますが、感染症対策やユニバーサルデザインの観点から通路等を広く確保するため、また、来所者の待合スペース等を確保するため、ア～ウ合計面積の50%として算定し、約1,730㎡を採用します。

オ 動物愛護管理センター(別棟を想定)

市域の収容頭数の実績値や他自治体の事例値などを参考に300㎡とします。

以上ア～エを合計し、本棟規模は約5,200㎡となります。これにオを加え、所沢市保健所の規模は、5,500㎡を想定します(その他屋外施設等を除く)。

【所沢市保健所の規模(想定)】

	諸室		算定基準	目安面積
本棟	ア 執務室		総務省基準	990㎡
	イ 事業関連諸室		県内中核市の事例を参考に設定	1,330㎡
	ウ 附室	会議室等	総務省基準	1,020㎡
		倉庫・書庫	総務省基準	130㎡
	エ 共用部	玄関・廊下・階段室等	総務省基準に必要面積を加味	1,730㎡
別棟	オ 動物愛護管理センター		市域の収容頭数の実績値や、 他自治体の事例を参考に設定	300㎡
合計				5,500㎡

所沢市保健所の規模： 5,500㎡を想定

3-4.敷地利用計画

車両及び歩行者の出入口は、敷地南側（駅前通り線側）からそれぞれ1か所ずつ確保し、歩車分離の考えに基づき、施設への安全なアプローチを計画します。

建物配置については、植樹帯や緑地の確保等により、北・東・西側の敷地境界からそれぞれ十分に空間を取ります。また検診車によるがん検診等を実施できるよう、建物外周に検診車用スペースを確保します。

動物愛護管理センターは、別棟として施設を設置することを基本とします。

駐車場は、100 台程度（一般用：70 台、公用車用：30 台を想定）を目安に、スペースを確保します。

3-5.施設計画

所沢市保健所は3階建て又は4階建てを想定します。

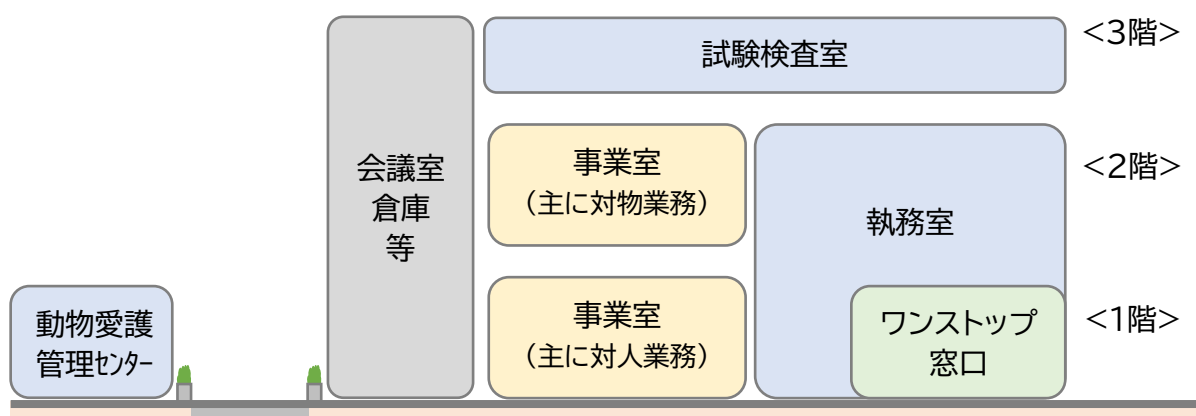
1階には、精神保健福祉サービスなどの対人業務を行う執務室及び事業室等、主に市民サービスを受け付ける窓口を配置することを想定します。

中層階（2階又は2～3階）には、感染症等対策や食品・生活衛生などの業務を行う執務室及び事業室を配置することを想定します。

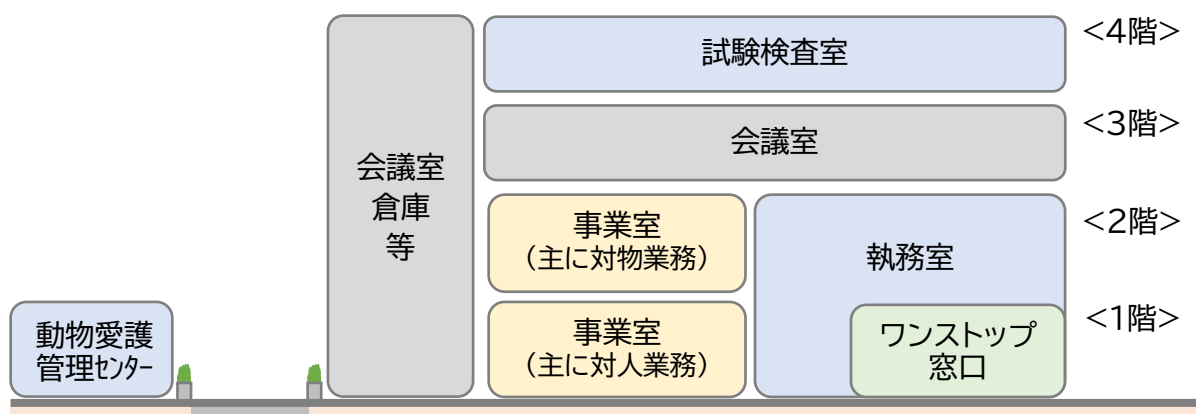
最上階（3階又は4階）には、理化学検査や微生物検査を行う試験検査室を配置し、検査ゾーンは微生物や化学物質の拡散・漏洩防止と分析・測定等の精度を担保する観点から、関係者以外は原則立入り禁止とします。

なお、来所者が安心して、迷うことなく目的のサービスにたどり着けるよう、各種手続及び相談に係る初回対応や案内などをひとつの窓口で完結させるワンストップ窓口の設置を検討します。これにより、簡単な手続はその場で完結できるようにし、また、プライバシーへの配慮が必要な相談等の場合にはスムーズに対応スペースへ案内できるような運用を目指します。

【3階建てで建設した場合の機能配置のイメージ(案)】



【4 階建てで建設した場合の機能配置のイメージ(案)】



3-6.施設整備に係る諸条件

(1) 大規模災害や健康危機への備え

ア 耐震安全性

地震等の大規模災害発生時においても保健所としての必要業務を継続し、健康危機管理の拠点として機能するため、耐震安全性の分類を次のとおりとします。

構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類

【耐震安全性の分類】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年制定) 別表」国土交通省

イ 地震に対する構造方式

今回整備する施設規模及び災害時の用途、コスト等を総合的に考慮し、免震構造ではなく耐震構造を採用します。

ウ 非常用設備

所沢市保健所が健康危機管理の拠点として大規模災害時にその役割を果たせるよう、3日間発電可能な非常用電源や耐震性の高い受水槽などの非常用設備を備えます。

エ 有事における柔軟性

健康危機発生時等における執務空間の拡張等を想定し、柔軟性を持った空間構成とします。特に、新興感染症発生時において、感染症対応エリアと通常業務エリアの区分を保ちつつ、必要に応じて拡張可能な空間構成とします。

(2) 平常時における安心・安全な利用

ア ユニバーサルデザインへの対応

埼玉県「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等も円滑に利用できるよう配慮することはもとより、「所沢市ユニバーサルデザイン推進基本方針」を念頭に、障害の有無、年齢、性別、使用言語などに関わらず誰もが利用しやすい施設とします。

【対応の例】

- ▶ トイレ：バリアフリートイレ/車椅子対応トイレ/オストメイト対応トイレ/乳幼児用ベッド・チェア等の設置
- ▶ エントランス・廊下等
：車椅子同士でもすれ違える余裕を持った通路幅の確保/ピクトグラムやカラー表示等による認識しやすい案内表示の設置/デジタルサイネージの活用による、わかりやすく、多言語対応が可能な案内表示の設置
- ▶ 駐車場：施設入口付近への、車椅子使用者や障害者、乳幼児連れの利用者等の優先駐車スペースの設置

イ プライバシーへの配慮

感染症の相談・検査や精神保健福祉相談などを行うエリアは、来所者が安心して相談や手続を行えるよう、プライバシーに配慮した諸室の配置と動線を検討します。

【プライバシーへの配慮の例】

- ▶ 来所者の視覚的・聴覚的プライバシーに配慮した諸室配置・動線
- ▶ 受付、待合、相談・検査の流れをワンウェイ(一方向)とした動線計画
- ▶ 防音対策・工夫を施した相談室

(3) 環境や景観への配慮

ア 環境への配慮

「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、熱負荷の低減、自然エネルギーの積極的利用、高効率な設備の導入のほか、ライフサイクルコストや費用対効果を検証し、「ZEB Ready」相当以上の環境性能を目指します。

イ 景観への配慮

建設予定地が位置する並木地区は、官公庁・文教施設が立ち並ぶエリアであり、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」に基づく住居系市街地景観ゾーンとして、ゆとりと落ち着きのある街並みの景観づくりを進めています。

所沢市保健所においても、同計画の景観形成基準(建築物及び工作物における配慮事項・色彩基準)を遵守し、周辺の景観に配慮した親しみのある施設整備を目指します。

【住居系市街地景観ゾーンにおける主な景観形成基準】

建築物の建築等の配慮事項(一部抜粋)	
配置	壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。
	既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。
	屋根又は軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。
屋外設備等	建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
屋外広告物	屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みやみどりと調和させる。
	外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。

ウ 緑化計画

建設予定地は、「所沢基地跡地建築協定」の区域内に位置しているため、同協定の建築物、緑化等の基準に配慮した施設整備を行うことで、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で定める緑化基準以上の緑化面積を確保し、みどり豊かな親しみのある景観づくりを目指します。

(4) その他条件

ア セキュリティ対応

適切な情報管理の観点から、エントランスや窓口など広く市民に開かれたエリアと、執務室など職員が出入りするエリアを明確に区分します。加えて、安全性確保の観点から、感染性物質等を扱う試験検査室等については、入退室管理設備機器によるセキュリティ対策を講じ、職員の職責や役割に応じて、立入りできるエリアを区分します。

また、微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すため、試験検査室には、バイオセーフティレベルに応じた設備や前室の設置等を検討します。

イ DXへの対応

施設内のデータ通信環境の整備により最適な ICT 及びデジタルツールの活用に努め、執務場所にとらわれない柔軟かつ効率的な業務推進を図るとともに、オンライン対応を含めた窓口サービスの充実や待ち時間の短縮、申請書類や検査結果等の書類の電子化など、市民・来所者の利便性の向上につながるサービスの提供を目指します。

ウ 健康的で生産性の高い執務環境

国が推進する働き方改革への対応や、働き手の確保の観点から、施設の運営・管理面を考慮しつつ、働き手の健康性・快適性、業務効率化、安心・安全な執務環境を実現するため、「CASBEE-ウェルネスオフィス」の取得を目指し、職員が健康に働くことができ、業務効率化につながるような執務環境の構築を目指します。

第4章 事業計画

4-1.事業手法の検討

(1) 検討の前提条件

ア 保健所の運営について

所沢市保健所は、保健衛生の総合拠点として、市が直営することを予定しています。そのため、事業手法として、運営業務の民間委託は想定しません(受付窓口等の一部業務委託を除く)。

イ 保健所の維持管理について

保健所開所後の施設の維持管理の方法として、維持管理業務を、設計・施工業務と一体的に民間委託する方法と、設計・施工業務と切り分けて発注する方法があります。

維持管理業務と設計・施工業務を一体的に民間委託する場合、施設完成後の維持管理を見据えた効果的な設計が期待できる、市の発注手続の簡略化が図られるなど、一定のメリットが見込まれる一方、民間事業者にとっては、維持管理業務の有無が本事業への参入意向に大きく影響する可能性も想定されます。そのため、所沢市保健所においては、維持管理業務と設計・施工業務を一体的に発注する場合と別途発注する場合について、比較検討を行います。

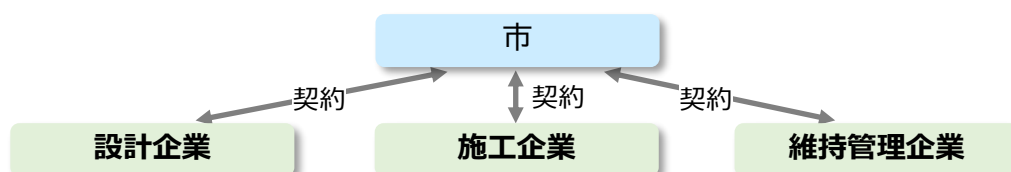
(2) 想定される事業手法

事業手法として、施設の設計業務や施工業務を市が個別に発注する「従来方式」、これらの業務を一括で発注し民間事業者の創意工夫やノウハウを生かす「PPP 事業」や「PFI 事業」などがあります。

所沢市保健所の整備に当たっては、令和 12 年4月の保健所開所に向け、適切な事業手法を選定します。想定される事業手法は次のとおりです。

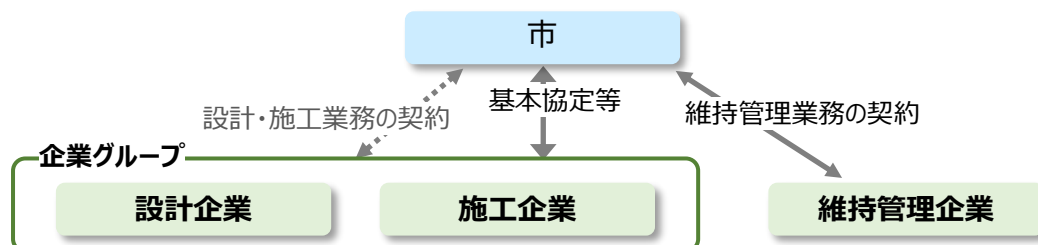
従来方式

従来方式は、施設の設計・施工・維持管理の各業務を民間事業者に個別に発注する方式です。



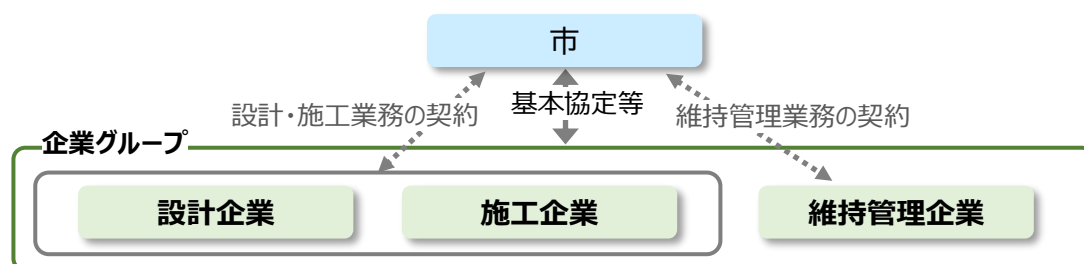
DB+M 方式

DB(Design-Build)+M(Maintenance)方式は、市の資金調達により、施設の設計・施工を民間事業者に一括発注し、維持管理を別途発注する方式です。設計・施工を一体の業務として企業グループと基本協定等を締結し、各業務を発注します。



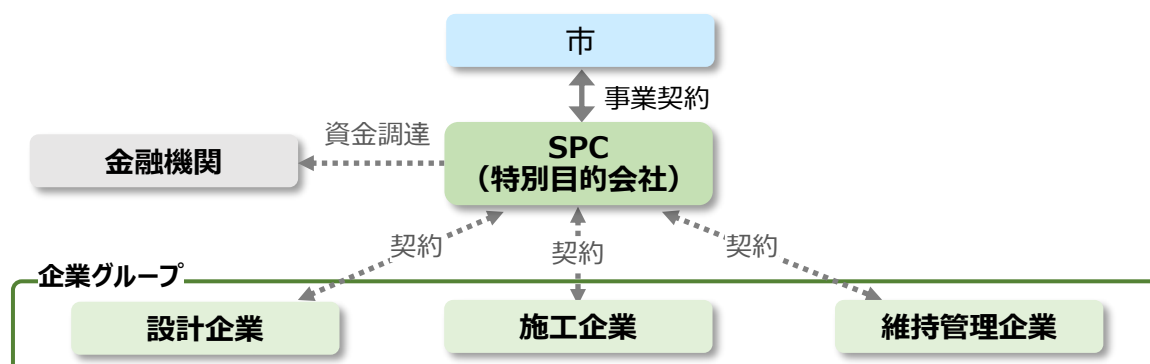
DBM 方式

DBM(Design-Build-Maintenance)方式は、設計・施工に加えて維持管理を含め、民間事業者に一括発注する方式です。



BTM 方式

BTM(Build-Transfer-Maintenance)方式は、民間事業者が資金調達を行い、施設の設計・施工・維持管理を行う方式です。企業グループは事業を行うための SPC (特別目的会社)を設立し、市は SPC と事業契約を締結します。



【各手法の一般的な特徴】

事業手法	発注方式	施設建設時			施設完成後		
		資金調達	設計	施工	維持管理	施設の所有	
従来方式	仕様発注	市	個別発注	個別発注	個別発注	市	
DB+M 方式 (PPP 事業)	性能発注	市	← 一括発注 →		個別発注	市	
DBM 方式 (PPP 事業)	性能発注	市	← 一括発注 →				市
BTM 方式 (PFI 事業)	性能発注	民間	← 一括発注 →				市※

※設計・施工期間中の施設所有者は民間ですが、施設完成後に市に移転します。

(3) 各手法の比較評価

比較評価を行った結果、事業の効率性、財政負担の軽減・平準化等に優位性が認められることや、事業スケジュールの妥当性から、基本計画策定時点においては、「DB+M 方式」又は「DBM 方式」が想定されます。

なお、同方式の公共事業においては、基本設計を個別発注し、実施設計と施工を一括発注する基本設計先行型の事例も多くみられます。

以上を踏まえ、事業手法については、継続して検討を行い、本事業に最適な手法を精査していきます。

【各手法の比較一覧表】

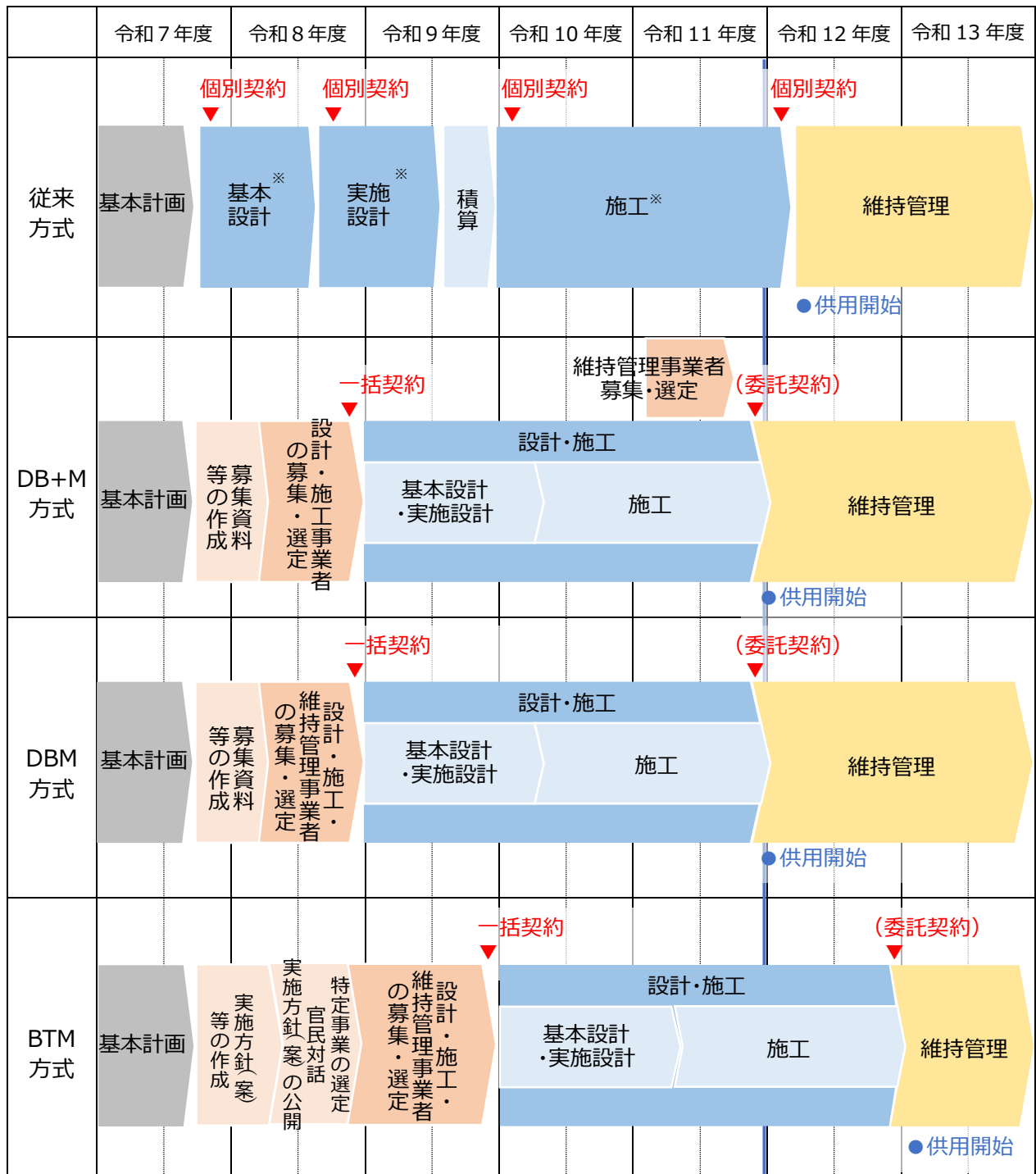
(凡例) ◎:相対的に非常に優れる、○:相対的に優れる、
△:相対的に劣る、×:手法として妥当でない

事業手法	従来方式	DB+M方式 (PPP 事業)	DBM 方式 (PPP 事業)	BTM 方式 (PFI 事業)
事業の効率性	△ ・個別発注のため、事業一体としての効率化は不可。 ・施工者の技術力・ノウハウを設計段階で活用できない。	○ ・設計・施工一括発注により、施工の合理化等、民間の創意工夫が期待できる。	◎ ・設計・施工・維持管理一括発注により、施工の合理化や、施設完成後の維持管理を見据えた設計等、民間の創意工夫が期待できる。	◎
財政負担の軽減・平準化	△ ・個別発注のため、一体的なコスト削減効果が少なく、事業費の削減は期待しづらい。 ・起債によって事業費の平準化が可能。	◎ ・設計段階から、民間の創意工夫や、施工者の技術力・ノウハウを生かし事業全体が効率化されることにより、工期の短縮、ひいては、事業費の削減が期待できる。	◎	○ ・設計・施工費の支払いを割賦払いとすることで、財政負担の平準化が可能。 ・民間資金に係る金利事務費や SPC 関連費用が生じ、事業費増となる可能性。
事業スケジュールの妥当性	△ ・委託先等の選定・発注手続等が各段階で必要となり、期間を要する。	◎ ・設計・施工(・維持管理)の一括発注により、発注手続を含む各業務の合理化や、仮設計画や工法の合理化、資材の調達等の工夫による事業期間の短縮が見込め、令和 12 年4月の保健所開所が可能と考えられる。	◎	× ・PFI 法に基づく手続期間を考慮すると、令和 12 年4月の保健所開所は不可能。 ・公募期間について、SPC 組成期間等を追加で見込むことが必要。
発注者の負担軽減	△ ・個別発注のため、発注・契約の手続負担がかさむ。	○ ・民間側の窓口が一本化されるため、発注者の調整負担が軽減される。 ・公募、契約手続等が従来方式と異なることや、品質の確保に発注者及び第三者によるチェック等が必要となることで、一定の負担がかかる。 ・維持管理が個別発注となる分、発注・契約手続負担が増える。	◎	○ ・PFI 法に基づく手続が必要。
ヒアリング※まとめ	○ ・約半数の社が、従来方式も想定されるが、PPP 事業の方が参画しやすいと回答。 (理由:従来方式では、限られた公募期間内に電気や空調工事業者を確保することが困難な情勢のため)	◎ ・全ての社が、PPP 事業が望ましい事業手法と回答。 (理由:一括発注による各業務の合理化や工期短縮が見込める)	△ ・約半数の社が、維持管理を含む場合、参入は困難と回答。	× ・PFI 事業を望ましいと回答した社はいなかった。 (理由:SPC組成や資金調達の手間・コストが過重、公共金利より民間金利の方が高くVFMが期待できない)
総合評価	△	◎	○	×

※令和7年5～6月に複数の施工事業者を実施したヒアリング調査の結果を基に作成。

【各手法の事業スケジュール(想定)】

※発注、契約手続期間を含む。



保健所開所の目標：令和 12 年 4 月

(4) 施設建設に係る概算事業費等

ア 概算事業費

従来方式による、所沢市保健所の施設建設に係る概算事業費※(設計費、施工費、外構費、工事監理費)として、約 62.9億円(税込)を見込みます。設計費と工事監理費については、令和6年度国土交通省告示第8号より算出し、施工費と外構費については、他自治体の庁舎建設の事例や施工事業者へのヒアリング結果等を踏まえて算出しました。(令和7年7月時点における概算値)

今後、諸室の規模や要件の精査により事業費削減に努めるとともに、昨今の建設業界における資材高騰や労務単価の引き上げなどを踏まえ、適正な価格の算定を行っていきます。なお、本事業における財源は、一般財源及び地方債の活用を基本としますが、今後の行財政運営に支障をきたさないよう、より有利な財源の活用について情報収集を行っていきます。また、公共工事の品質管理の徹底と、コスト構成の透明化に努める方策について、検討していきます。

※事業費については、施設建設に係る支出のほか、検査機器や什器、システム導入費、建設後の維持管理費や光熱費等が見込まれます。

イ VFM

VFM(Value for Money)は、従来方式と比較して、PPP/PFI 手法により事業を実施した方が市の総支出額をどれだけ削減できるかを示す割合のことです。

本事業における VFM の算定結果及び算定条件(令和7年7月時点)は下表のとおりです。

【VFM の算定結果・算定条件】

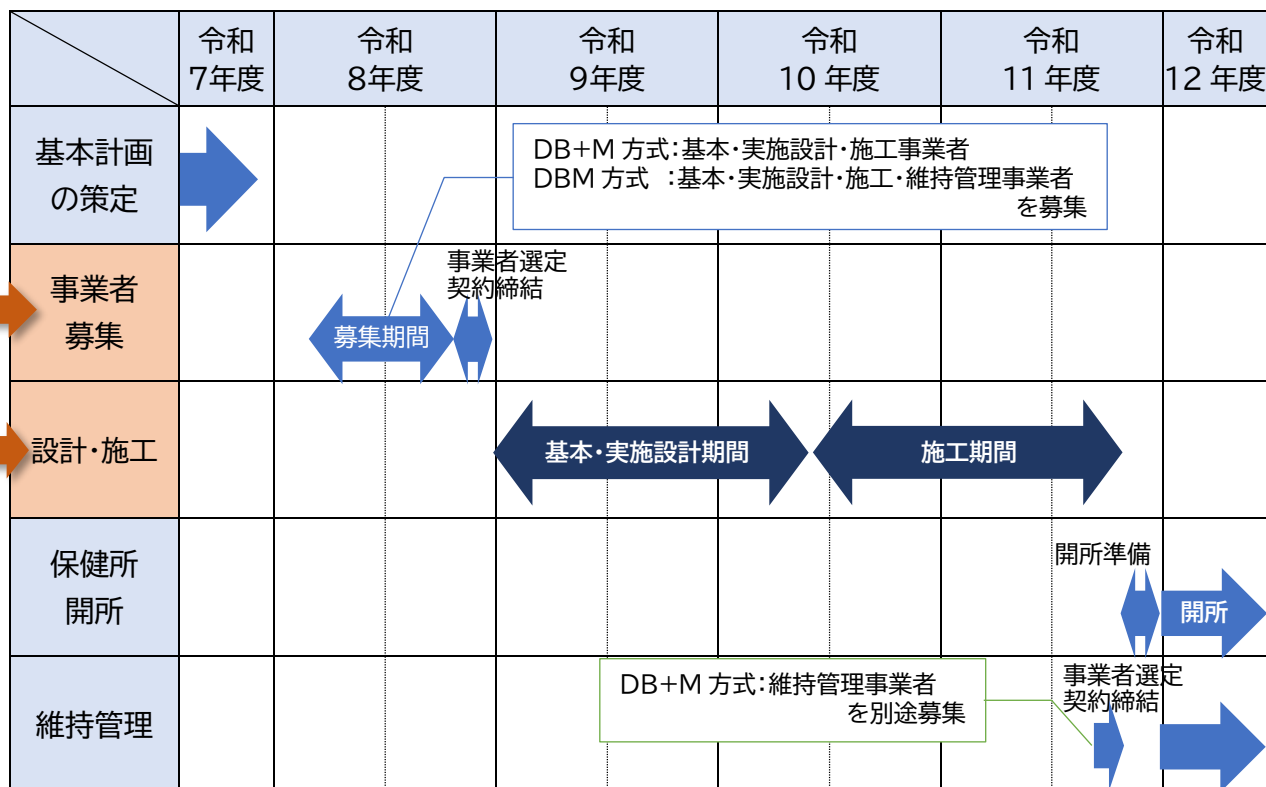
	従来方式	DB+M 方式 (PPP 事業)	DBM 方式 (PPP 事業)	BTM 方式 (PFI 事業)
VFM の値		2.52%	2.64%	0.75%

項目	条件
延床面積	5,500 m ²
事業期間(維持管理期間)	15 年間
整備費に対する地方債割合	整備費の 75% (残り 25%は一般財源より支出)
償還期間・償還方法	15年間・元金均等方式
費用削減率(整備費・維持管理費)	施工事業者へのヒアリング結果等を基に設定

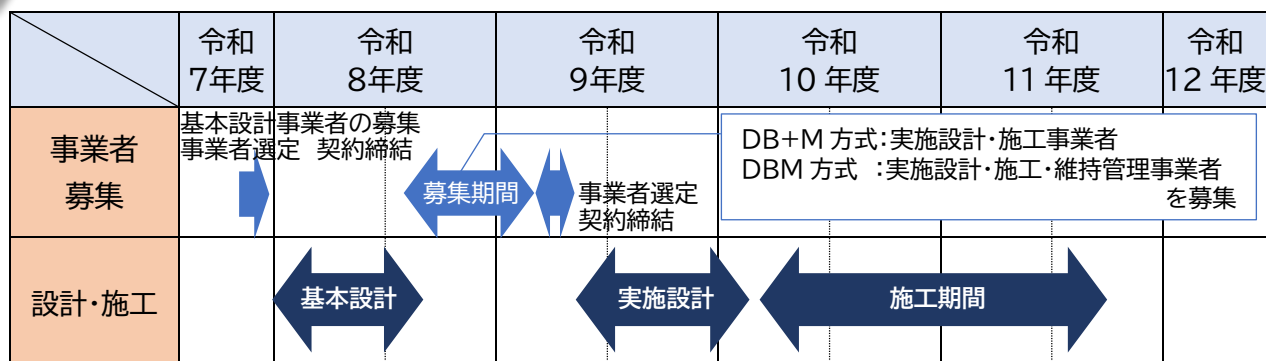
4-2.整備スケジュール

本事業においては、中核市への移行年度にあわせ、令和 12 年4月の保健所開所を目指し、整備を進めていきます。DB+M 方式又は DBM 方式の場合を想定した整備スケジュールは以下のとおりです。

※事業の進捗や建築資材の調達遅れ等の社会状況などにより、今後変更となる場合があります。



【基本設計先行型の発注方法の場合】



4-3.今後の施設整備に関連する継続的調整事項

(1) 試験検査業務について

所沢市保健所において実施する理化学検査、微生物検査(対物検査)及び微生物検査(対人検査)の詳細項目については、新型コロナウイルス感染症の流行を経た保健所の社会的ニーズや果たすべき役割を見極め、埼玉県衛生研究所等の関係機関とも必要な調整を行いつつ、導入すべき設備・機器を整えていきます。

(2) 施設計画について

所沢市保健所における諸空間の面積配分やレイアウト等は、施設整備の基本的な考え方に基づき、実施する業務の内容や具体的フロー、組織機構の検討や実際に配置する職員数など、多角的な整理・精査を通じ、調整していきます。

(3) 事業計画について

昨今、建設業界においては、資材高騰や労務単価の引き上げ等による全建設コストの上昇、働き方改革や設備関連等の納期遅延による工期への影響など、その状況はめまぐるしく変化しています。

こうした状況の中、基本設計を個別発注し、実施設計・施工を一括発注するという基本設計先行型の発注方法の採用により、施設建設に係る事業費見込みの確度を高めることが期待できることから、この発注方法を基本に、民間事業者と対話を行いながら、建設業界の動向を十分注視し、最適な事業計画の立案・推進を図っていきます。

用語集

章	頁	用 語	意 味
第1章	1	中核市	政令指定都市以外の都市で、人口20万人以上などの一定の要件を満たす比較的大きな都市のうち、事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市のこと。
	1	基本設計	発注者の要望や法規制などの条件を踏まえ、建物の基本的な形や構造、配置などを決定し、平面図、立面図、断面図などの図面を作成し、建物のイメージや構造、その時点における概算の費用などを確定させること。
	1	実施設計	基本設計に基づいて、実際に建物を建てるための詳細な設計図や仕様書を作成する段階で、建物の構造、材料、設備、内装などを詳細に決定し、施工者が正確に工事を進めることができるように詳細な情報を盛り込んだ図面や書類を作成すること。
	2	病原体	病気を引き起こす微生物のこと。
	2	収容	負傷動物の収容とは、疾病にかかり、若しくはけがを負った犬や猫などを、一定の施設で保護することを指す。
	2	衛生研究所	地域保健対策に関する法律に基づく調査・研究・試験検査を行う機関。専門的な知識や技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理・活用と、地域保健対策に係る人材の資質向上のための保健所職員等関係者に対する研修・指導・その他支援を行う。
	2	動物指導センター	動物愛護センターや動物管理指導センターなどともいう。人と動物が共存できる豊かな社会を目指し、動物愛護・動物福祉の精神や他者との共感を育むための啓発活動、正しい動物の飼い方・接し方の啓発活動などを行う施設を指す。
	2	抑留	動物の抑留とは、迷子や飼い主のいない犬や猫などを捕獲し、一定期間保護することを指す。
	2	公衆衛生	組織的な努力を通じて、地域社会の疾病予防・寿命延伸・身体・精神的健康と能率の増進を図る業務。
	3	保健衛生業務	保健所や健康相談施設などが担う、市民が疾病や障害にならないための対策(一次予防)や疾病の早期発見・早期治療(二次予防)、さらには疾病の悪化防止や社会復帰(三次予防)を推進する業務。
	3	健康危機管理	一般的には、医薬品、食中毒、感染症、飲料水などの原因により生じる、国民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等により、対策を講じることを言う。基本計画においては、これらに加えて、地震や風水害などの自然災害によって生じる健康被害への対応も「健康危機管理」の対象としている。災害時には、避難生活による衛生環境の悪化、感染症の蔓延、慢性疾患の悪化、心身のストレスなど、幅広い健康リスクが生じるため、平時からの備えと発災後の迅速な対応が求められる。

第2章	3	受援拠点	支援や救援を受け入れるための拠点のこと。特に、被災した地域の自治体や住民が、他の地域からの援助を受け入れるための拠点を指す。具体的には、集結地・物資集積拠点・宿泊休憩場所などの役割を担う。
	3	細菌	微生物の一種であり、単一の細胞からなる単細胞生物を指す。サルモネラ属菌、カンピロバクターなど食中毒を引き起こすもののほか、表皮ブドウ球菌やビフィズス菌など人体に有用な菌も存在する。
	3	ウイルス	細菌よりもさらに小さな微生物で、細胞構造を持たない。インフルエンザウイルスやノロウイルスなどが存在する。
	3	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を築くため、様々な人に配慮し、すべての人にとって利用しやすい、施設、製品、環境、サービスなどをつくらうとする考え方によるデザインのこと。
	5	保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事することを業とする者。感染症対策や健康相談、生活習慣の改善指導などを行う。
	6	と畜場	食用のために、牛、馬、豚などの家畜をと殺し、又は解体するための施設のこと。
	6	食肉衛生検査所	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法等の法律に基づき、安全な食肉を提供するために、牛や豚などの食肉の検査を行う施設のこと。
	6	理化学検査	安全性にかかわる物質を検出するために、食品や家庭用品などに含まれる化学物質の成分組成を分析する検査のこと。
	6	微生物検査	感染症や食中毒の原因を特定するために、検体に含まれる原因生物(ここでは、細菌やウイルスなどの微生物)の検出などを行う検査のこと。
	6	感染症発生動向調査	感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及び広がりを防止することを目的とした調査のこと。
	7	埼玉県動物愛護管理推進計画	県の動物愛護管理行政の方向性や具体的な施策を示す中長期的な計画。施策として、適正飼養の推進、殺処分数の削減、動物取扱業の適正化などを掲げている。
	8	機能回復訓練室	損なわれた身体機能の回復や残存機能の維持・向上のための訓練(機能訓練、リハビリテーションともいう)を行うための部屋を指す。
	9	疫学調査	感染症等が集団発生した際に、その発生状況、動向及び原因(感染源や感染経路など)を明らかにしたうえで、対策を立案するために実施する調査のこと。
	9	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることができない人々に対して、支援者の側から積極的に働きかける活動や手法のこと。

10	出前講座	地域や市民などの要望に応じて、市職員が講師となり行う講座のこと。
10	家庭教育学級	子どもたちの健やかな成長のために、保護者や地域の方々が家庭での教育や子育てについての学習を自ら企画し自主的に学ぶ場のこと。
11	助産師	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦(出産後に母体が回復するまでの期間にある女性)若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする者。
11	診療放射線技師	厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射をすることを業とする者。
11	臨床検査技師	厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査及び生理学的検査を行うことを業とする者。
11	管理栄養士	厚生労働大臣の免許を受けて、高度の専門的知識及び技術を要する栄養の指導や、特別の配慮を必要とする給食管理及び栄養の指導等を行うことを業とする者。
11	栄養士	都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導に従事することを業とする者。
11	歯科衛生士	厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置を行うことを業とする者。
11	精神保健福祉士	厚生労働大臣の登録を受け、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院の患者や精神障害者の社会復帰施設利用者に対して、地域相談支援の利用に関する相談、社会復帰に関する相談、その他精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行うことを業とする者。
11	会計年度任用職員	非常勤の地方公務員のこと。フルタイムとパートタイムがあり、一般企業での契約社員やパートタイマー、アルバイトに当たる。国や地方自治体の会計年度が4月1日から翌年の3月31日までと定められていることから、その期間内での雇用となる。
12	培養検査	微生物を一定条件(温度や時間など)で増殖させ、発育した微生物の種類や性質を調べる検査方法のこと。
12	塩基配列	遺伝子を構成する、アデニンやグアニンなどの塩基が並ぶ順番のこと。
13	バイオセーフティレベル	細菌・ウイルスなどを取り扱う実験施設の分類を指し、病原体を封じ込めるための設備や運営管理体制により1～4に区分されている。数字が大きくなるほど、施設設備や管理体制のレベルが上がっていくこととなる。
13	検査機器の例	トリプル四重極質量分析計 : 複雑な混合物中の特定成分を測定するための検出装置。 <u>ガスクロマトグラフ</u> : 揮発性化合物を、成分ごとに分離・分析する装置。

		<u>高速液体クロマトグラフ</u> :低揮発性化合物を、成分ごとに分離・分析する装置。 <u>イオンクロマトグラフ</u> :水溶液中のイオンを、分離・分析する装置。 <u>ロータリーエバポレーター</u> :溶媒の蒸発・除去を行うための装置。 <u>全有機体炭素計</u> :水や溶液中の有機炭素化合物の総量を測定する装置。 <u>ストマッカー</u> :食品や試料を均一にすりつぶすための装置。 <u>全自動核酸抽出装置</u> :細胞や組織などの試料から DNA や RNA を自動で抽出する装置。 <u>サーマルサイクラー</u> :試料中の DNA を特定の温度サイクルで加熱・冷却し、DNA を増幅する装置。 <u>リアルタイム PCR 装置</u> :増幅する DNA をリアルタイムで検出・定量できる装置。 <u>DNA シーケンサー</u> :DNA の塩基配列を読み取る装置。 <u>次世代シーケンサー</u> :DNA シーケンサーより高速かつ大量に DNA 配列を解析できる装置。 <u>ゲル撮影装置</u> :分離・増殖した DNA や RNA 等を撮影する装置。 <u>安全キャビネット</u> :病原体などを取り扱う際に、作業員や周囲の安全を守るために気流を管理した作業台。 <u>冷却遠心機</u> :遠心分離を行いながら内部を低温に保つことができる遠心機。 <u>遠心機</u> :回転運動によって遠心力を発生させ、試料中の成分を分離させる装置。 <u>恒温機</u> :温度を一定に保つ装置。 <u>恒温水槽</u> :水の温度を一定に保つ装置。 <u>純水製造装置</u> :水道水などから不純物を取り除き高純度の水をつくる装置。 <u>高圧蒸気滅菌器</u> :高温高圧の蒸気により実験機材などの微生物を滅菌する装置。 <u>製氷機</u> :水を凍らせて氷をつくる装置。 <u>冷凍冷蔵庫</u> :検体や試薬を適切な温度で保存するための装置。 <u>超低温槽</u> :マイナス40℃以下の非常に低い温度で検体や試薬を保存するための冷凍庫。
--	--	--

第3章	14	逸走	保護された動物が逃げ出すこと。
	16	用途地域	都市計画法に基づいて定められた、都市計画区域内の土地を13種類に区分し、それぞれの地域で建築できる建物の用途や容積率、建蔽率などを制限する制度。良好な市街地環境の形成や都市機能の適正な配置を目的としている。
	16	市街化調整区域	都市計画法に基づいて地方自治体が指定する、市街化を抑制すべき区域のこと。都市の無秩序な拡大を防ぎ、農地や自然環境を保護することを目的としている。
	16	建蔽率	敷地面積に対する建築面積(建物を真上から見たときの水平投影面積)の割合のこと。防火上と住環境配慮目的がある。
	16	容積率	敷地面積に対する延べ面積(建物全体の各階の床面積の合計)の割合のこと。建物の高さや密度を調整し、日照、通風、防災、人口密度などをコントロールすることを目的としている。
	16	防火地域	都市計画法に基づいて、市街地における火災の危険を防除するために定められた地域のこと。特に、建物が密集し、火災の危険性が高い商業地や幹線道路沿いなどが指定され、建築物の構造や建材に制限が設けられ、火災の延焼を抑制するための対策が求められる。
	16	高度利用地区	都市計画において、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度と最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める地区のこと。
	16	斜線制限	建築物の高さを制限する建築基準法上の制限のこと。日照、採光、通風を確保し、圧迫感を軽減することを目的としている。主に道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限の3種類がある。
	16	日影規制	建築基準法における高さ制限の一つで、中高層の建築物が周囲に落とす日影の時間を制限することで、良好な日照環境を確保するための規制のこと。
	17	DX	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略称で、ICT(Information and Communication Technology:インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー:情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを表す概念のこと。
	17	ゼロカーボンシティ	2050年までにCO2(二酸化炭素)の排出を実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。
	18	地方債同意等基準運用要綱	地方公共団体が公共事業等を行う際の財源となる地方債について、その協議や許可に関する手続きを円滑に進めるための基準を定めたもの。平成22年告示の別紙2において、庁舎建設における標準的な事業費の算定基準が示されている。
	23	構造体	建物を支える骨組みのこと。具体的には、基礎、柱、梁、壁、小屋組、土台、斜材(筋かいなど)などが含まれる。これらの部材が一体となって、建物にかかる様々な力を支える。

23	建築非構造部材	建物の骨組み(構造体)以外の、天井、外壁、窓、ドア、設備機器、家具など、構造体の機能を補助し、建物の外観や内装を構成する部材のこと。
23	建築設備	建物に設置され、建物を利用する人々が快適に過ごすために必要な設備のこと。具体的には、電気、ガス、給排水、空調、換気、昇降機などがある。
23	免震構造	建物と地面の間に免震装置を設置し、地震の揺れを建物に伝えにくくする構造のこと。これにより、建物への揺れの伝達を軽減し、損傷を防ぐことができる。
23	耐震構造	建物自体を強くすることで、地震の揺れに耐えるように設計された構造のこと。柱や梁、壁などの強度を高め、筋交いや構造用合板、接合金具などを使って補強することで、地震の揺れに耐える力を高める。
23	受水槽	水道局から供給される水を一時的に貯めておく設備のこと。
24	オストメイト対応トイレ	人工肛門や人工膀胱を持つ方が、排泄物の処理やストーマ装具の交換・洗浄など、排泄に関するケアを快適に行えるように設けられたトイレのこと。
24	ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず、対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。
24	デジタルサイネージ	駅や商業施設の案内板等に活用されている、液晶ディスプレイや LED パネルなどの電子表示機器を使って、案内情報や広告などを表示する装置のこと。
25	熱負荷	温度や湿度を一定に保つために必要な熱量のこと。
25	自然エネルギー	太陽光、風力など、自然現象から得られるエネルギーの総称。
25	ライフサイクルコスト	企画・設計から建設、運用、維持管理、そして解体・廃棄に至るまでの全期間にかかる費用の総額のこと。
25	ZEB-Ready	省エネ技術を活用して、設計段階での年間の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から 50%以上削減した建築物のこと。なお、省エネ+創エネ(太陽光発電など)による削減率が 75%以上のものを Nearly-ZEB、100%以上のものを『ZEB』という。
25	工作物	門扉やフェンスなど、人工的な構造物で土地に固定して設けられるもののうち、建築物を除いたもののこと。
25	分節化	建築物及び工作物の外観を、形態意匠によりいくつかの区切りに分けること。
25	ルーバー	羽板と呼ばれる細長い板を、一定の間隔で隙間をあけて平行に組んだもの、もしくは斜め平行になった羽板の形式のこと。ここでは、景観に配慮した屋外設備等の目隠し用フェンスを指す。
25	外構	建物の外側にある構造物全体のこと。具体的には、門、塀、カーポート、アプローチ、庭、植栽などが含まれる。建物の外観や機能、防犯性、快適性などを向上させる役割がある。

	25	基調色	配色において最も大きな面積を占める色のことで、全体の印象を決定づける重要な色のこと。
	25	補助色	基調色に対して補助的に使用するサブカラーのことで、補助色を入れることで、単調な色彩を持つ建物に豊かさを表現できるようになる。
	26	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー:情報通信技術)の略称で、情報技術と通信技術を融合した技術の総称。具体的には、コンピュータやネットワーク技術など、情報の収集・処理・伝達を効率的に行う技術全般を指す。
	26	CASBEE-ウェルネスオフィス	建物の安全性のみならず、建物利用者(働き手)の健康性や知的生産性の向上に資する建物の仕様、性能、取組を評価する制度のこと。
第4章	27	維持管理業務	施設の機能を維持し、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、また、利用者が快適に施設を利用できるよう、建物・設備及び外構を適切な状態に保つ業務を指す。建築物の劣化状態の点検や修繕、日常的な清掃、警備など、施設に応じて必要な業務を行う。
	27	PPP 事業	Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間事業者が連携して行うことにより、民間事業者による創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政事務の効率化等を図る事業のこと。
	27	PFI 事業	Private Finance Initiative の略で、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業のこと。
	28	SPC	Special Purpose Company の略で、ある特別の事業を行うために設立された特別目的会社のこと。PFI 事業では、事業提案を行った共同企業体が、新会社として SPC を設立し、事業を実施するケースが多い。
	29	仕様発注	発注者側が施設の構造、材料、施工方法など、詳細な仕様を決定し、それらを民間業者に提示して発注する方式。
	29	性能発注	発注者が求める施設の性能(例えば、省エネ性能、耐久性など)を具体的に示し、受注者はその性能を満たすように設計・施工を行う方式。これにより、民間事業者の創意工夫を生かし、より効率的で質の高い施設を実現することを目指す。
	29	平準化	公共施設整備における支出について、年度ごとの事業費支出を、複数年間の事業期間にわたって、毎年度均一になるように調整を行うこと。
	30	起債	国・地方公共団体・株式会社などが財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。
	30	仮設計画	建設工事を安全かつ効率的に進めるために、工事現場に必要な仮設の施設や設備、作業スペース、資材置き場、搬入出経路などを計画すること。工事現場の環境や条件に合わせて、足場、仮囲い、仮設事務所、トイレ、電気、水道、重機置き場などを配置し、工事の安全と作業効率を確保するための計画。

30	工法	建物を建てる際の具体的な方法や手順のこと。主に、建物の骨組みをどのように組み立てるか、どのような材料を使うかなど、建築の構造や施工方法を指す。例えば、木造軸組工法やツーバイフォー工法、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などがある。
30	PFI 法	民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業(PFI 事業)を実施するための仕組みを定めた法律。正式名称は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律。
31	積算	工事費を算出する際に活用される方法の一つで、設計図や仕様書に基づいて、材料費、人件費、外注費、その他経費などの金額を細かく積み上げて算出すること。
31	官民対話	民間事業者と直接対話をして、事業内容や事業スキーム等に関して、発注者側の意図を伝えるとともに、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うこと。
31	特定事業	PFI 法に基づき官民連携で実施される、公共施設等の整備及びその運営に関する具体的な事業のこと。
32	工事監理	建築主の立場に立って、工事が設計図書通りに実施されているかを点検・確認・是正する業務。具体的には、工事現場で設計図書と実際の工事を照合し、問題があれば施工業者に指示や注意を与え、必要に応じて建築主に報告する。この業務は、建築物の安全性や品質を確保するために非常に重要で、建築基準法でも定められている。
32	一般財源	特定財源とは異なり用途が決まっておらず、国や地方公共団体がどのような経費にも使える財源のこと。一般には、地方税、地方交付税交付金、地方贈与税などがある。
32	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。
32	什器	建物や店舗、オフィスなどで使われる家具や備品のうち、固定されていない移動可能なものの総称。
32	元金均等方式	借入金の返済方法のひとつで、毎回の返済で元金を一定額ずつ返済する方式のこと。
34	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革のこと。建設業においては、公共工事における週休2日工事の対象拡大や、適切な工期設定のための基準の策定等を行っている。

所沢市保健所設置基本計画

資料編

目 次

1. 所沢市保健所設置基本計画策定までの経緯.....	1
2. 所沢市保健所設置検討委員会委員名簿	3
3. 諮問・答申	4
4. 所沢市保健所設置検討委員会条例	6
5. 関連法令	8
(1) 地域保健法(抄).....	8
(2) 地域保健法施行令(抄).....	9
(3) 動物の愛護及び管理に関する法律(抄)	9
(4) 狂犬病予防法(抄)	11
(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)	13
(6) 食品衛生法(抄)	14
(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)	14

資料編

1. 所沢市保健所設置基本計画策定までの経緯

年月日	事項	備考
令和6年 10月	所沢市保健所設置概要 策定	
12月20日	所沢市保健所設置検討委員会 条例公布・施行	令和6年 12 月 20 日条例第 42 号 委員 20 名(うち、公募委員4名)
令和7年 2月18日	第一回 所沢市保健所設置検討委員会	委嘱状交付、委員長・副委員長の選出、 諮問、所沢市保健所設置概要について
4月1日	保健所準備室発足	
4月11日	保健所設置専門部会	所沢市保健所設置基本計画(素案、 1章～3章冒頭)について
4月18日	中核市移行推進委員会	//
4月22日	政策会議	検討状況の報告
5月20日	第二回 所沢市保健所設置検討委員会	所沢市保健所設置基本計画(素案、 1章～3章冒頭)について
7月8日	政策会議	検討状況の報告
7月11日	保健所設置専門部会	所沢市保健所設置基本計画(素案) について
7月15日	中核市移行推進委員会	//
7月22日	調整会議(PFI 導入検討会)	所沢市保健所設置基本計画(素案) の報告、事業手法について
7月29日	第三回 所沢市保健所設置検討委員会	所沢市保健所設置基本計画(素案) について
8月26日	政策会議	所沢市保健所設置基本計画(素案)、 パブリックコメントの実施について 調整会議(PFI 導入検討会)結果報告
9月1日～ 9月30日	所沢市保健所設置基本計画 (素案)に対する意見公募手続 (パブリックコメント)における 意見募集期間	

年月日	事項	備考
10月15日～ 10月21日	保健所設置専門部会 (電子会議)	意見公募手続(パブリックコメント) の実施結果報告、所沢市保健所設置 基本計画(案)について
10月16日～ 10月21日	中核市移行推進委員会 (電子会議)	//
11月4日	所沢市保健所設置基本計画 (素案)に対する意見公募手続 (パブリックコメント)における 結果公表	
	政策会議	意見公募手続(パブリックコメント) の実施結果報告
11月11日	第四回 所沢市保健所設置検討委員会	所沢市保健所設置基本計画(案)、 答申書内容について

2. 所沢市保健所設置検討委員会委員名簿

No.	条例該当号 (第3条 第2項)		団体名称	委員名※1		※2 役職
				令和6年度	令和7年度	
1	1号	公募による市民	公募委員 1	高橋 直也		
2			公募委員 2	西 汐里		
3			公募委員 3	成田 英明		
4			公募委員 4	秋山 世志子		
5	2号	医療関係団体の代表者	一般社団法人 所沢市医師会	今城 俊浩		◎
6			一般社団法人 所沢市歯科医師会	下山 賢一郎		
7			一般社団法人 所沢市薬剤師会	塚本 京子		
8			公益社団法人 埼玉県獣医師会 西支部	仲野 真海		
9			所沢市柔道整復師会	阿部 由香		
10			所沢市鍼灸師会	伊東 成未		
11	3号	保健又は福祉に関する活動を行う団体の代表者	所沢市母子愛育会	赤間 登美子		
12			所沢市食生活改善推進員協議会	清水 光恵		
13			社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	小内 正秋		
14			一般社団法人 埼玉県食品衛生協会	西川 裕二		
15			埼玉県環境衛生協会	梅田 宜咲		
16	4号	知識経験者	防衛医科大学校 衛生学公衆衛生学講座	鈴木 聡子		
17			早稲田大学 人間科学学術院	扇原 淳		○
18	5号	関係行政機関の職員	埼玉県狭山保健所	田島 貴子	小口 千春	
19			埼玉県 動物指導センター	馬場 正次	福田 郡盛	
20			埼玉西部消防局	河野 文代		

※1 敬称略

※2 ◎:委員長 ○:副委員長

3. 諮問・答申

所 経 第 2 5 3 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

所沢市保健所設置検討委員会
委員長 様

所沢市長 小野塚 勝俊

所沢市保健所設置基本計画の策定について（諮問）

所沢市保健所設置検討委員会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

所沢市保健所設置基本計画（以下「設置基本計画」という。）の策定について

2 諮問理由

本市は、地域の実情にあった、より質の高い行政サービスを提供していくため、令和 1 2（2 0 3 0）年 4 月に中核市への移行を目指しておりますが、中核市への移行と同時に保健所を設置するため、保健所の機能など基本的な事項を定める設置基本計画を策定いたします。

新興感染症の蔓延や自然災害の激甚化、人口減少社会の進展など、社会情勢の変化が著しい中で、人々の健康危機管理に対する意識が高まっており、市民の安全安心を守るためにも、本市にふさわしい保健所を設置することが必要となります。

つきましては、所沢市保健所の役割や機能、整備の方向性等を盛り込んだ設置基本計画の策定に係る調査及び審議について、貴委員会の意見を求めるものです。

令和7年11月18日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市保健所設置検討委員会
委員長 今城 俊浩

所沢市保健所設置基本計画の策定について(答申)

令和7年2月18日付所経第253号にて諮問のありました所沢市保健所設置基本計画の策定について、当審議会では、延べ4回にわたり会議を開催し、専門的な見地や市民としての視点で慎重に調査及び審議を重ねてまいりました。

その結果、別添のとおり所沢市保健所設置基本計画(案)を取りまとめたので答申いたします。

なお、所沢市保健所の設置は、市民の健康を守り、保健衛生行政の拡充を図るため着実に取り組むべきものであり、下記の点に配慮のうえ事業が推進されることを期待します。

記

1. 来所者や職員の多様性に配慮し、誰にとっても使いやすく、また、大規模災害や健康危機にも柔軟に対応できる施設・設備とすること。
2. 埼玉県や関係機関と協力し、人材確保や人事交流を通じて、職員の育成やモチベーション向上などに努めること。
3. 保健所に特有の設備や機器の導入に当たっては、有識者等の意見を取り入れながら検討を進めること。
4. 近年の建設コストの上昇傾向を注視しながら、適正な事業費の精査に努めること。

4. 所沢市保健所設置検討委員会条例

(設置)

第1条 所沢市保健所の設置に関する調査及び審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健所設置検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 所沢市保健所設置基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 保健、衛生又は福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1市民医療センター倫理審査委員会委員の項の次に次のように加える。

保健所設置検討委員会委員	日額	7,900円
--------------	----	--------

5. 関連法令

(1) 地域保健法(抄)

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 感染症その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第十八条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

- 2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

(2) 地域保健法施行令(抄)

(職員)

第五条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律(抄)

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点から踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

- 4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の第二十一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事等は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。)の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(動物愛護管理センター)

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務(中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。)を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(4) 狂犬病予防法(抄)

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所

有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

- 10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

(相談及び援助)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

- 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

- 3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

- 4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

- 5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

- 6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(6) 食品衛生法(抄)

第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「製品検査」という。)及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

2 保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

3 都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

- 七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 十二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体
- 4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

(施設の基準)

第五十六条の二十四 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であって、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下「四種病原体等所持者」という。)は、その特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

所沢市保健所設置基本計画

発 行 令和 7 年 1 1 月 所沢市

企画・編集 所沢市 健康推進部 保健医療課 保健所準備室

電話 04-2998-9385

FAX 04-2998-9061

メール k90101@city.tokorozawa.lg.jp